

裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

平成26年5月27日（火）午後2時00分から午後3時50分まで

2 場所

名古屋地方裁判所共用室（事務棟8階）

3 出席者

司会者 堀内 満（名古屋地方裁判所部総括裁判官）

裁判官 齋藤 千恵（名古屋地方裁判所裁判官）

検察官 武井 聡士（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 前田 義博（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番，2番，3番 3人

4 議事内容

【裁判員裁判に参加しての全般的な印象・感想】

（司会）まず，1番さんの事件の紹介ですが，強盗致傷という罪名でした。以前アルバイトをしていた居酒屋の店長を刃物で刺して現金11万円余りを奪って店長にけがを負わせたという事件でした。審理は3日間に渡って行われ，検察官が懲役9年を求刑したのに対して，判決の内容は，懲役6年の刑であったというものでしたが，全般的にどんなことでも結構ですので，感想等がありましたらお願いします。

（1番）被告人がどういう状況でそういう事件になったのかという，事件の背景をみんな知りたがっていたので，裁判官の方に代表で聞いてもらったのですが，例えば，金目的で強盗に入ったのに何で「金を出せ。」と言わなかったのかとか，なぜ顔を隠さなかったのかということ，本人からは何も聞くことができなかったということがありました。その辺りは分からないままに，事実

だけで判断したということになります。それから、犯行に使ったナイフとか血の付いたズボンを普通は捨てるのかなと思うのですが、その方はずっと持っていたので、なぜ持っていたのかということも聞いたのですが、明確な答えは得られなかったですね。そういうところが、クエスチョンマークに思いました。それから、裁判官の自己紹介はあったのですが、我々の紹介というのは何もなくて、結局、3日間の最後の最後に自己紹介をしたのです。ですから、本当に重々しい空気の中で進められたというのがあって、最初から自己紹介をしていれば、もっと和やかなチームになったかと思います。

(司会) 次に、2番さんの事件は、放火の事件でした。築50年近い古い共同住宅に大体10世帯が住んでいて、被告人が将来を悲観して、また、上司などに対する恨みや怒りを抑えきれずに自分の部屋に火を付けた。ただ、布団や畳の一部を焼いただけで、未遂に終わったという事件でした。これも、事実関係に争いはなく、4日間に渡って審理が行われました。検察官が懲役4年を求刑したのに対して、裁判所は評議の結果、懲役3年、執行猶予5年、保護観察という判決になったという事件でした。今振り返って、全体的な感想をどうぞ。

(2番) なかなかなじめなかったという1番さんとは逆に、私どもは、全員が途切れなく意見を出し合ったので、私も驚いたのですが、なかなかしつかり意見を言う人たちでした。全員が話をし、法廷の場でも全員が質問をして、非常に活発だったと思っています。この事件は、被告人が自首もし、完全に認めているということで、そんなに我々が分からなかったことはなかったです。量刑については、私どもは素人で、法定刑が5年から死刑ということは全然知らなかったのですが、放火事件の刑が非常に重いということに、みんなが驚いておりました。量刑を我々が投票のような形で決めたのですが、それは良いことだなと感心しました。裁判員を経験したので、テレビや新聞などでこういう事件を見るたびに、量刑はこのようなものかなと関心を持つように

なりました。

(司会) 続いて3番さんですが、3番さんも1番さんと同じ強盗致傷という罪名でした。これはいわゆるコンビニ強盗です。コンビニで店員さんに包丁を突き付け脅したけれども、店員さんに取り押さえられてしまったと。お金は取れずに、ただその際、ガラスの瓶で殴って店員にけがを負わせたので強盗致傷だったということです。審理は3日間行われて、検察官の懲役7年という求刑に対して、裁判所としては懲役5年の実刑判決を言い渡したという内容でした。

(3番) このようなことを言うのは非常に不謹慎かもしれませんが、ちんけな事件だなと最初に思いました。ただ、それが後になって、間違いだったと思いを直しました。そういう感じになったのは、やはり量刑の重さです。今言われたような事実の中で、5年という刑が科せられたということでしたが、振り返ってみますと、もう少し被害者、加害者の心情、特に被害者の方の心情を法廷で出してもらいたかった。そのような質問をすべきであったと今反省しております。私どもの評議の進め方は、最初、今のように番号で言おうということが裁判官から提案があったのですが、番号で呼ぶのはどうも面白くないということで、名前でやりましょうということで、名札を立ててお互いを名前で呼ぶようにしました。みなさん、意見も活発に出てましたし、お互いが親密になるということはないわけですが、やはり名前で呼び合った方が、心から話ができるようだと思います。それと、裁判員は、宝くじに当たったようなものだとは最初は考えて、軽い気持ちでいたのですが、やはり被告人、あるいは被害者にとっては大変なことなのだから、もっともっと真剣に考えるべきだったと今は反省しております。

【事案の内容は十分に理解できたか】

(司会) ありがとうございます。全体的な感想を述べていただきました。では早速、事前にお知らせ致しました質問事項について、一つ一つお尋ねしていき

たいと思います。まず最初の質問ですが、被告人の刑を決める段階ですが、その際に事件の内容は十分に理解できていたかどうか、もし理解が不十分であったとしたら、それはどのようなことであったか、という質問です。先ほど、3番さんから被害者の心情という話が出ましたが、確かこの事件は被害者を証人として尋問していたということでした。そうすると、先ほどの話だと、今振り返るともっと何か聞いておいた方が良かったことがあるということですか。

(3番) 私は、被害者の対応によっては、強盗致傷に至らずに、ただの強盗だけで済んだのではないかということで、法廷で、その店のマニュアルはどうなっているのかと、例えば包丁などを突き付けられた場合はどうなっているのかということをお聞きしたのですが、2年ほど前に教育を受けただけで忘れておりましたということでした。素直にお金を渡してお引き取り願うということがマニュアルにあったようなのですが、それをもう少しはっきりと法廷で浮き彫りにさせたかったという点を言ったわけです。

(司会) 確かにこの事件は、被害者が、金を出せということに対して強く抵抗したがゆえにこういうトラブルになってしまったということがあって、おっしゃるようにお金をさっと出して、そのまま帰っていただければ、それで済んだかなという思いですかね。

(3番) そんな風潮が蔓延したら大変なことになりますので、これが良いことかどうかは分かりません。ただ、防犯カメラもきちっと、しっかり撮られていますし、犯人逮捕には割合簡単に至るのではないかと、そうだとしたら、お互いけがをせず、罪を重くせずということが被害者の側からできた事案ではないかと勝手なことを思っておりました。

(司会) 1番さん、2番さんはどうですか。事件の内容は自分なりに消化できていたと思いますか。例えば、先ほど1番さんは、事件の背景ですとか、いろいろ分からないことがいくつかあったということでした。なぜ包丁を持ってい

たとか、その辺りは何かもやもやしたままだったのでしょうか。

(1番) そうですね、それはみんなが思っていたことだったものですから、裁判官に聞いていただいたんですが、それが被告人からは聴けませんでした。

(司会) なるほど。2番さんはどうでしたか。放火の関係では。

(2番) 被告人は、確かに私から見ても、例えば火をつけて警察にすぐ自首したということ、たっぷり石油があるにもかかわらず、少しまいたということ、火をつけたことが分かるように鍵を掛けなかったこと、その辺を見ると、燃やそうという強い考えはなかったかなというのが私の思いでした。

(司会) そうすると、お三方とも事件の内容はきちっとそれなりに分かったということで、刑を決める段階に入ったということですか。何かここはよく分からなかったということはなかったですか。

(1番) それ以外はなかったですね。

(3番) 私は先ほどから申し上げているとおり、被害者の心情をもう少しはっきりと知りたかったと思いました。

(司会) 質問はされたのですか。

(3番) 質問したのですが、ごく短いお答えしかありませんでした。被害者をあまり問い詰めるようなことは法廷でするべきではないのかなということも思いました。その点、事件を理解する上において、何か消化不足のところがありました。

(司会) ほかに、例えばこういう証拠があつたらもっと分かったという点はありませんでしたか。

(1番) 証拠はそろっていたと思います。

(司会) 特にはないですかね。

(1, 2, 3番) (うなづく)

【刑の決め方の説明は理解できたか】

(司会) ありがとうございます。次に、事前にお知らせした質問事項にはないこ

とをちょっと伺いますが、刑を決めるに当たって、裁判官から刑ってこうやって決めるのですよという説明があったと思うのですが、その説明は十分に分かっていただけましたでしょうか。

(1番)そこは裁判長から説明がありました。分かりやすかったです。

(2番)私どもも、非常に丁寧に裁判長さんが細かく説明してくださったし、気楽に何でも言ってよとか、話し終わったときでもほかに何かないですかとか、事細かく裁判長が意見を出すようにおっしゃったので、私どもは非常に分かりやすかったです。

(3番)刑を決めるまでの審理は十分理解できるものでした。

【評議で言いたいことは言えたか】

(司会)次に、評議の場面で自分の述べたいことが十分述べられたかどうかということですが、もし、こういうことが言いたかったけど遠慮してしまったということがあれば、おっしゃっていただきたいのですが、2番さん、どうですか。

(2番)私は、先ほど言ったように、誰かが止めなければいけないぐらい全員がしゃべったので、言い尽くせたと思います。

(司会)1番さんと3番さんはいかがですか。

(1番)うちのチームもほとんど皆さんが意見を出したのではないかと思います。ただ、一番最後に決めるときに、人の意見に影響された人はたくさんいらっしゃった気がします。

(3番)私自身は十分に発言することができませんでした。被告人の心情と被害者の心理状態について、なぜ評議の場でもっと発言しなかったのかという反省を未だに持っております。だから量刑をこうしたいということをもっと言いたかったです。その点、私は不足していたと思います。

(司会)なるほど。それは、そういうことが言いにくかったのでしょうか、それともまだ御自身の考えがまとまっていなかったのでしょうか。

(3番) 私自身の考えをまとめることができなかったというのが本音なんです、そこらぼんぼんとアップテンポになりまして、ちょっと焦って言えませんでした。そこが反省でございます。

【専門家を相手にして発言しにくくなかったか】

(司会) 先ほどの質問ともリンクしますが、裁判官という法律の専門家の前で十分話すことはできましたか。何か躊躇というか、専門家の前でこういうことを言うのはどうかと思うことはありましたか。それとも最初の段階から自由に話せましたか。

(1番) 結構専門用語が多かったのですが、みなさん専門用語を聞きながらそれはどういう意味なんだと理解しながら進めていったので、躊躇するということはなかったと思いますが、裁判官との温度差は感じました。

(司会) なるほど。2番さんはどうでしたか。

(2番) 裁判官3名とも気さくな方で、気楽に、「あなたどう？」という感じで、いろいろ言われたので堅苦しいとは思いませんでした。

(司会) 3番さん、いかがでしたか。

(3番) 右陪席も左陪席も女性でしたので、非常にソフトな対応で段取りよく進めていただきましたし、裁判長も最初に話をしやすい雰囲気作りをしていただきまして、裁判官の前だからという不安は払拭されました。非常に平易な言葉を遣っていただきましたので、理解できないということはないと思います。そういう点で、非常に発言しやすかったと思います。

(司会) 選ばれた直後はやはり緊張感や抵抗感がありますよね。それはかなり早い段階で解消されたのでしょうか。

(3番) 私は早い段階で堅苦しさというものはなくなりましたね。

(司会) 1番さんはいかがでしたか。

(1番) うちのチームは、裁判官さん以外は自己紹介がなかったものですから、それぞれが自分が好きな名前を書いて名札にしていたのですが、それが本名で

あるか分からない状態が3日、途中まで続きましたので、緊張感のあるチームだったかなと思います。

(3番) 私どもも自己紹介を別にやったわけではなくて、名字だけを言っただけです。その点は皆さんと同じだと思います。

(2番) 自己紹介はしなくても、お互いに来た者同士で話したりしていたので、裁判員同士も冷たく感じるということにはなかったですね。すぐみんな打ち解け合いました。抽選で選ばれたのでたまたまだと思うんですが、私どものグループは私を筆頭に年代が段階的にちょうどそろったものですから、休憩時間や朝などにそういう話をしたりしました。ですから、自己紹介という形を取らなくてもいけるのではないかと思います。

(司会) なるほど。よくあるのは、世間話ができるのだけでも、いざ刑を決めましょうという話になると言葉が少なくなってしまうということなのですが、そういうことはなかったですか。

(2番) 自分の意見がなくなってしまうてはいけないと思って、事件に関することを細かく相談することはなかったです。相談してはいけないのかなという気持ちがありました。

【評議の過程で自分の考えに変化はあったか】

(司会) 評議の過程で、他の人の意見を聞いてそれまでの自分の意見が変わったということがありましたか。裁判員でもよいですし、裁判官でもよいですし、その辺りはどうでしょうか。自分は最初はこう考えたのだけど、他の人の意見を聞いて、なるほどそういう考えもあるよねということで最終的にそっちに変わったといったことが、あったかなかったかということですが。

(1番) 最後の自分で決める段階のときに、ほとんどの方が意見を出したんですが、最後に僕が意見を言った後に、「ああ、分からなくなっちゃった。」という発言がありました。そういう方がいたことを思い出しました。

(司会) 3番さんはいかがでしたか。

(3番) 私自身は、最終の評議に入ってから人の意見を聴いて変わってはいません。

(司会) ここまでで、検察官、弁護士の立場から裁判員経験者の方々に何かお尋ねになりたいことはございませんか。

(弁護士) 裁判官、裁判長が、全体的に良くも悪くも裁判員の方をリードしてくれる感じはありましたか。

(1番) そうですね、最初からそうでした。気を遣ってくれました。

(弁護士) どういうことにですか。

(1番) 私たちの場合はほとんど私語はしないチームだったので、裁判長の方がこれに関してはどう思うか、これに関してはどう思うかなどと聞かれ、誰からも意見が出ないとお茶菓子を出してきて、リラックスしてくださいねといった具合でやってくれました。

(弁護士) 内容的な示唆ではないのですね。

(1番) 示唆ではないですね。これに関して、さっき被告人はこう言ったがみんなはどう思うかと聞かれて、それぞれみんなが感じたことを言いました。

(弁護士) 2番さん、3番さんはいかがでしょう。

(2番) 私どもの場合は、みんなが分からないことは全部裁判長に質問をして、分かりやすく答えてもらったので、そんなふう感じたことはなかったです。私が裁判長に、「裁判長さん、素人ばかりで大変だね。」と言うぐらい説明してもらいました。

(3番) 私どもの場合は、もちろん進行をリードする面はあったんですが、判決の内容をこういうふうに行きたいといったリードの仕方をしていると感じたことはありませんでした。

【どのような心理的負担があったか】

(司会) 今度は切り口を変えて、心理的負担という点からお話をお聞きしたいと思います。選任されてから終わるまで裁判員として仕事をしている間に何か心

理的負担があったかどうか、あったのならばどのような負担があったのか教えていただけないでしょうか。どんな些細なことでも構いませんし、不快に思ったことでも構いません。

(1番) 普段、座っている仕事ではなく、一日中立っている仕事なので、一日中座っていること自体が苦痛でした。休憩時間には、階段の上り下りや、お昼休みには裁判所の周りをぐるぐる歩きまわったりしていました。他に、重大なことを決めなければいけないというストレスのようなものがありました。体に対する反応は出ませんでした。それは毎日考えていました。

(2番) 私には心理的な負担はありませんでした。他の方を見ていても、そんなに心理的負担があるとは感じませんでした。ただし、私は仕事をしていなかった。そのような観点がなかったのかもしれない。

(3番) 裁判に参加している間は、ほとんど心理的な負担はありませんでした。しかし、先ほどから言っている、しまったなと思ったことで、後から、少々悩む期間がありました。また、補充裁判員の方を含めて皆さん仕事のことを非常に気にしておられました。私のようにリタイアした人間と違って、主婦、若いお勤めの方等がおられて、仕事のことが気になっていることを話されていました。裁判が終わって、これから出勤しなければならないとか、今日の仕事を明日までにしなければならないとか話されていて、働いている方にとって、そういう面で大変さがあると感じました。でも、仕方がないという話もされていました。

(司会) 候補者に選ばれたときや選任期日の呼出しのときに裁判所から通知が来ますが、その通知が来ること自体にうっとうしい気持ちになったり、また、選任の日に来られますが、選ばれるかどうか分からないことで何か嫌な気持ちになりましたか。

(1番) 選ばれてしまったという感じはありました。候補者として初日に集まったときに抽選をしますが、抽選を目で見えない所で行っていたので、抽選

は目に見える所で行ってほしいと思いました。そのときは、当たったら仕方がないと思っていましたけれども。

(司会) 2番さん、選ばれる前とか選ばれた後とかで憂鬱な気分になることはありませんでしたか。

(2番) ありませんでした。私は民事裁判で証人になったことがあるので、ちょっと経験があると言いますか、裁判所の雰囲気だけは知っていましたので。私のグループは、裁判員に選ばれて逆に喜んでおられた方が多かったような気がします。ある人は、奥さんから私に行かせてほしいと言われたと言っていた人もいました。多分、嫌な人は辞退したのではないかと思います。

(司会) 先ほども出たのですが、何か、負担軽減の意味で裁判官が気を遣っているなど思うことはありませんでしたか。

(1番) そうですね。我々素人に対しては気を遣っていると思いました。

(3番) 裁判官もいろいろ抱えていてお忙しい中で、これだけ気を遣っていただくのかというくらい気を遣っていただきました。

(司会) その流れでお聞きしたいのですが、今は専ら評議の話でしたけれども、法廷で検察官や弁護人が裁判員にいろいろ気を遣っているなど感じたことはありませんでしたか。

(1番) それは感じませんでした。検察官と弁護人とのやりとりの中で、どういう意図でやっているのかが非常に分かりづらいことがありました。プロでないから分かりませんでした。

(司会) それについては後で、裁判官から説明を受けましたか。

(1番) 受けました。そのやりとりはこういうことだという説明はありました。それを聴いて理解することができました。弁護人の方は少しでも刑を軽くしたいとか、検察官は事実を述べるということで、両方の話を聴かないと理解できないということがあって、それを裁判官の方から説明を受けました。

(司会) 2番さんはどうですか。法廷で検察官や弁護人が裁判員にいろいろ気を遣

っているなど感じたことはありませんか。

(2番) 私も、検察官も弁護人も裁判員に対して気を遣っているとは思いませんでした。その事件について、一生懸命述べている姿は大変だなという印象は受けたのですが、そんなに気を遣っているとは思いませんでした。

(3番) 率直な意見を言わせていただきますと、私は、この弁護人は非常に投げやりだなという印象を受けました。逆に、検察官は丁寧すぎると思いました。率直な意見です。ここは、もう少しさらっとやってもみんな分かる事件だったのではないかと感じました。難しい表現をしなくてもよいですし、無理に説明をしなくてもよいですし、説明にそれだけの文言を費やさなくても簡単に分かる事実だったのではないかと思いました。

(司会) 3番さんにお聞きしますが、弁護人のどんなところから投げやりであったという印象を受けましたか。覚えていらっしゃる範囲で結構ですのでお答えいただけますか。

(3番) 例えばですが、書面を読み上げる場合、検察官は丁寧に何とか理解してもらおうと一生懸命に読み上げていると印象を受けました。一方、弁護人は、弁論要旨をさらっと読み上げているだけで、これであれば、原稿さえあれば私でもできるという感じを受けました。もう少し、熱意を、裁判官は感じたのかもしれませんが、裁判員に感じさせるような、表現力、表現の仕方を工夫をすれば、もう少し被告人を助けてあげられたのではないかと思います。

(司会) それは、読み方の問題ですか。読んでいる内容はどうでしたか。

(3番) すみません。内容の細かい所までは覚えていません。

(弁護士) 3番さんに重ねて聞きますが、それは熱意の問題なのか、分かりやすさの工夫の問題なのですか。

(3番) 分かりやすさは十分工夫されていたと思います。ですが、書面を読んでいるだけ、声が口から出ているだけ、そんな気がしました。

(司会) 3番さんにお聞きしますが、検察官については、丁寧すぎるというお話で

したが、それは、くどいという印象を受けたのですか。

(3番) くどいと思いました。

(司会) それは、細かすぎる、それとも繰り返しが多ということなのですか。

(3番) そのときに感じたのは、三つ子に教えているのではない、大人に対して話しているのだぞと思いました。そういうことを言うと失礼かもしれませんが。

(司会) 審理全体を通じて他の裁判員との関係なのですが、先ほど2番さんはすぐに打ち解けられたという話でした。逆に、1番さんは自己紹介もなかったの、緊張したまま進んでいったという話をされましたが、やはり、最後まで打ち解けた感じはしなかったですか。

(1番) 個人的には打ち解けていなかったですが、チームとしては最後の量刑を決めるために突き進んでいる、仕事を一生懸命にしているという気持ちはありました。その間にプライバシーに関することについては、一切話をすることはありませんでした。

(司会) もう少し打ち解けた方が、良い感じになったなという思いはありますか。

(1番) 私は、個人的にはそのままでもよかったなと思っています。結果としてどちらが良いかは分かりませんが。

(司会) 3番さんは、どうでしたか。

(3番) そんなに打ち解けたわけでもないし、ある程度お互い同士の緊張感を持っているのが、これが裁判員としてあるべき姿ではないかと思っていました。

(2番) 私の場合は、裁判官の3人の方が皆さんと一緒に食事をしようとおっしゃって、みんなで弁当を取って食べたのですが、その後、裁判長から自分の経歴、趣味等の話があって、趣味の話をするによって、ある裁判員の方から私の趣味は魚釣りだという話が出てきたりして、いろんな話が出てきてそれが良かったのかもしれない。

(司会) 呼び名の問題が先ほど出ましたけれども、「1番さん」、「2番さん」と言うのか、名前を出すかどうかということについていろいろな考えがあって、

その扱いは全国で統一されているわけではないと思います。番号で呼ぶのは、そういう説明があったと思いますが、皆さんのプライバシーに配慮してということになります。名前を出したくないという人が中にはいらっしゃるのですが、それにもかかわらず名前呼びましょうというのは、名前を出したくない人の声がかき消されるおそれがあるので、ちょっとフレンドリーになれないかもしれないが、番号で呼ぶという場合もありますし、もちろん裁判員の方の御意見を聞いてケース・バイ・ケースでやっています。なかなか難しい問題で、確かに名前を言った方が打ち解けやすいということもありますし、また、ペンネームではないのですが、その場での名前を考えましょうというやり方があります。我々としても、できるだけフレンドリーに、変に緊張せずに自分の言いたいことを言ってほしいという気持ちがあるのですが、一方でプライバシーの問題が生じるということで、その方法を模索している状況ではあります。

【裁判員として気を付けたこと】

(司会) 法廷において、特に気を付けていたことがありましたでしょうか。

(1 番) 私は、法廷で緊張をしていたため、とても汗をかきました。お腹が途中で痛くならないかなど、体調面に気を遣いました。

(司会) 普段、そのような御心配はされるのでしょうか。

(1 番) 普段、そのような心配はしていません。体調が優れなければ、いつでもメモなどで伝えてくださいと裁判官から言われていました。実際に法廷でお腹が痛くなったらどうしようと心配をしていました。

(2 番) 法廷において、裁判員である私は、裁判官と同じ壇上に座るため、上から見おろすような強い言葉を言わないように気を付けました。

(3 番) 法廷に入る雰囲気は、株主総会に似ていると感じました。質問する際の言葉遣いなどには、とても気を配ったつもりです。その他に、傍聴人がいつでも法廷に出入りできるシステムが、とても気になりました。また、傍聴人の

中には、明らかに居眠りをしている人や飲食を始める人もいて、裁判長から叱られていました。その態度は、被告人や姿勢を正して座っている裁判員から見ても、失礼な態度であると感じました。

(司会) 法廷の出入りが気になるのは、裁判官も同じです。

(3番) 明らかに休憩をする目的で、傍聴に来ている人もいました。毎日、その人が傍聴に来ているということも気になりました。

(司会) 基本的に公開裁判であるため、法廷の出入りは、いつでも自由にできます。今の御発言の趣旨は、もう少し一般常識を持って傍聴してほしいということでしょうか。

(3番) そうです。出入口扉の開閉などについても、注意を払ってほしいと感じました。

【法廷で出された資料は分かりやすかったか】

(司会) 検察官や弁護人が示した書面は、分かりやすかったか、そうでなかったのか、この辺りについて教えていただけますでしょうか。

(1番) 私が担当した事件は、どちらの書面も非常に分かりやすかったです。納得ができない事項が生じたときは、裁判官を通じて質問をしてもらいました。

(弁護士) 弁護人の書面は、検察官の書面に比して見劣りをしていると感じたことがありますか。

(1番) 弁護人の書面は、悪いところはないけれど、詳しく書かれていないという気がしました。

(2番) 私の事件で示された書面も、特段、難しいとは感じませんでした。ただし、検察側の書面は、細か過ぎると感じました。私の事件は、建物の一室を焼失した放火事件でした。我々は、四方八方から建物外部が撮影された何十枚ものスライドを見せられましたが、それほど大量な建物外部の写真は、必要がないと感じました。

(3番) いずれの資料も、とても分かりやすかったです。良くできていると感じま

した。

(司会) 先ほど、法廷での説明が丁寧過ぎて、くどいように感じた旨の御発言をいただきました。それは、書面ではなく口頭による説明部分でしょうか。

(3番) そうです。口頭による説明が、くどいと感じました。

(弁護士) 3番の方に質問をさせていただきます。弁護人が作成した資料は、従来型のものですが、これで分かりやすかったのでしょうか。

(3番) これ以上は、何も付け加える必要がない単純な事件でした。弁護士の書面は、心情面を中心に記載されており、非常に分かりやすかったです。

(弁護士) 冒頭陳述要旨や弁論要旨は、全員に配られたのですか。また、口頭による説明があった際、皆さんは、その手元の書面を見ながら、その説明を受けていたのでしょうか。

(3番) はい。その書面は各裁判員の手元にありました。

(弁護士) その際、弁護士は、書面を淡々と読み上げていたのでしょうか。

(3番) はい。

(弁護士) 2番の方の事件も、従来型の弁論要旨の形式であったと思います。この書面は事前に配布されて、これを見ながら説明を受けたという感じでしょうか。

(2番) 我々は、その書面の配布を受けました。我々は、その書面を評議室で見たいと思います。法廷では、私は、その書面を見ることはありませんでした。

(弁護士) 法廷での進行は、弁護士が、これらの書面を朗読するスタイルでしたか。

(2番) そうです。

(弁護士) その場面は、検察官と比べて、「あのようやり方では、いかなものか。」という感じではなかったということでしょうか。

(2番) はい。弁護士の書面は細かく、内容も重複していたように感じましたが、重複部分は、特に強調したい部分だと理解していました。

【裁判員制度について思うこと】

(司会) 裁判員を経験した結果、司法や裁判を見る目は変わりましたか。

(1 番) 特段、そのような変化はありません。私は、裁判官と市民に温度差のようなものがあると感じました。また、多種多様な事件報道を見ると、担当した事件の行く末が気になります。

(2 番) 裁判員裁判の対象となるのは、全刑事事件に比して約 2 パーセントという新聞報道を目にしました。裁判員裁判は「これっぽっちしか行われていないのか。」と思いました。個人的には、もっと裁判員裁判の比率を増やしてもよいと思います。

(司会) 裁判員裁判の比率を増やした方がよいという意見は、どのような理由から、そのように思われるのでしょうか。

(2 番) その理由は、裁判員の皆さんと裁判を経験して良かったと感じたからです。また、家族も、選任されたら裁判員をやりたいと言っていたため、裁判員事件の比率を増やしてもよいと思います。また、裁判員を経験した人も、もう一度、裁判員に選任されてもよいと感じています。

(3 番) 今の質問と離れてしまうかも知れませんが、私は、50 年前くらいに授業の一環で傍聴をしました。当時の裁判は、とても堅苦しく難しいものと感じていました。その頃に比べると、法廷での言葉も平易になり、裁判のシステムも分かりやすくなったと実感しています。裁判員裁判を経験した後は、刑事事件の新聞報道を見たら、自分で量刑を考えるようになりました。個人的には、変な癖がついてしまったと思っています。私が担当した事件は、強盗致傷の案件でしたが、個人的には、ここまで手間を掛けて、果たして裁判員裁判にすべき事件であったのかという感想を持ちました。今の法律では限界があると思いますが、恣意のない形で、裁判員対象事件とそれ以外の裁判の使い分けができれば、これほどの手間を要しないと感じました。

(司会) 今の御意見は、死刑事案のような重大事件を裁判員裁判の対象とすべきという趣旨でしょうか。それとも、交通事故のような身近な事件にまで対象を

広げた方が良くという趣旨でしょうか。

(3番) 重大事件のみを対象とした場合は、裁判員をやりたくないと思います。交通事故のような身近な事件を裁判員の対象とすることを念頭に意見をしました。交通事故のような事案は、様々な見方がありますので裁判員裁判に適していると思います。

(弁護士) 例えば、被告人が否認をしている痴漢のような事件は、裁判員裁判の対象としていかがでしょうか。

(3番) 是非、裁判員裁判の対象にすべきと考えます。

(司会) 皆さんは、仕事などで裁判所に関わったことがあるのでしょうか。

(3番) 昔、私も、法曹の方々が座っている、そちら側の席に座ろうと思っていました。しかし、途中で無理だと思い方向転換しました。それだけの話です。

(司会) 企業の社員研修や労働事件などの傍聴や、証人として出廷された方もいらっしゃると思います。昔の裁判所を知っている方からすると、裁判員裁判は、その時代と比べて大きく違ったものを感じると思います。

(2番) 私も、そう感じました。昔は、裁判の期間がもっと長かったと思います。今回は3日間でした。裁判員裁判のスピード感は、とても良いと感じました。昔、私は、刑事裁判に関与したことがありました。その頃の裁判は、少しずつしか進まず、審理に時間が掛かる印象でした。被告人が事実関係を否認している事件は、裁判員裁判にするべきと考えています。他方、細かい交通違反などは、裁判員裁判にする必要がないと思っています。

【裁判員を経験して何が変わったか】

(司会) 被告人の刑を決めるという重いテーマについて話し合いをする機会は、これまではなかった御経験だと思います。そのような機会を持ったことについて、今はどのようにお感じですか。

(1番) 今までの私は、自分の感情に任せて言葉にしてしまうところがありました。しかし、裁判員裁判を経験した後は、仕事や家庭でも、第三者の視点から客

観的に事物を見られるようになったと感じています。

(司会) 被告人，被害者，社会など，様々な方向から視点を変えて量刑を考える中で，そのような影響を受けたという感じでしょうか。

(1 番) はい。

(2 番) 裁判員裁判を経験するまで，何人も殺人をした悪い奴は死刑でよいと思っていました。しかし，今回の事件の被告人が，法廷で「刑務所に入りたくない。」と自分の心情を吐露しているのを聴いて，私の中から，重い罪に科してはいけないと思う感情が生まれました。「そのような考え方が，自分の中から出てくるんだ。」と感じました。それまでの考え方が，変わるのも良い経験になると思います。

(3 番) 当初，今回の裁判員裁判は，ちんけな事件だと思っていました。しかし，被告人の年齢を考えると，量刑が4年か5年か，量刑が半年や1年違うだけで人生が左右されるということを，裁判員の仕事を通して感じるようになりました。裁判員の仕事を経験したことにより，被告人の人生を考えるようになってしまいました。今になって，「裁判員をやるんじゃなかった。」と，つまらぬことを考えるようになってしまいました。裁判員制度は，被告人の人生を決定するものであり，裁判員としての責任を痛感しました。

(司会) 裁判員を経験したことによって，嫌なことを考えるようになってしまったという感じでしょうか。

(3 番) そうではないのですが，今までになかった様々な背景まで考えるようになりました。

【裁判員としてどのような貢献ができたか】

(司会) 裁判員として，どのような貢献ができたと思われますか。

(2 番) 特段，裁判員としての貢献は何もないと思います。ただ，今回の経験により，裁判の進行が分かったので，子供達にも今回の経験を伝えられると感じました。

(1番) 特段、裁判所に関する貢献は何もないと思います。私は、会社や友達の中で初めて裁判員になりました。実際、裁判員に選任されることがあると広めた点において社会貢献ができたと感じます。

(司会) 周囲の方から、今回の経験を聞かれたことはありますか。

(1番) 前々から、私は、周囲の人に、裁判員の経験を聞かないでほしいと伝えていました。従って、そのような質問を受けることはありませんでした。

(司会) 裁判員の経験を伝えたいという思いはありませんでしたか。

(1番) それはありません。ただし、裁判員に選任された方がいれば、経験者としてアドバイスができると思います。

(3番) 補充裁判員を含む裁判員8人の1人として、他の方に迷惑を掛けず、仕事を全うすることができたくらいです。貢献できたと胸を張って言えるようになりたいです。

(司会) 健康面の配慮や心配はありましたか。

(2番) それはありました。裁判員として仕事をする日は、必ず出席できるように気を付けていました。

(3番) 他の方に迷惑をお掛けしないように、普段はお酒を3杯飲むところ、2杯までに控えるなどの注意をして臨んだつもりです。

(1番) 体調に気を付けていました。

(司会) 裁判員として仕事をしていた際、日々の疲れは取れていたのでしょうか。

(1番) 日ごと、疲れを取るよう努力をしました。

(2番) 特段、疲れはありませんでした。

(司会) 普段と違うことをするため、精神的に疲れる部分はありませんでしたか。

(3番) 高揚感が続いていたため、多少、寝付きが悪かったことがありました。疲労は、それほどなかったと思います。

(司会) 我々も裁判のプロとして体調を整えています。裁判員の皆様は、我々以上にプレッシャーを感じられて、裁判に臨まれていることがよく分かりました。

(1 番) 裁判員に選任されている間は、大きなプレッシャーがありました。しかし、
量刑を決め、判決を宣告し、裁判長から記念バッジをもらい解散した後は、
大きな解放感がありました。

(2 番) 私も、同じように終わったという解放感がありました。

(3 番) 裁判が終わった後、私自身の内に複雑な思いが残りました。

【裁判員としての反省点】

(司会) 今から振り返ってみて、「あのとき、あのようにしておけばよかった。」、
「こうしておけばよかった。」と思うことはありますか。あるとすれば、そ
れはどのようなことですか。実際に裁判員としての仕事をしているときに、
そのようにできなかった理由は何だと思われませんか。

(1 番) 特にありません。

(2 番) 特にありません。

(3 番) 個人的には、後悔をしている部分があります。法廷での様々な質問や、評
議における他の裁判員への語り掛けが、もっとできたと思っています。

(司会) 今度、裁判員に選ばれたら、その部分に留意したいという感じでしょうか。

(3 番) はい。

(司会) ちなみに、今後、裁判員に選任された場合は、どうされますか。

(2 番) 元気であれば、私は出たいと思っています。今度は、事実関係に争いのあ
るような事件をやりたいとも思います。

(1 番) 私が担当した事件は、被告人が被害者に金を要求せず、金を差し出すまで
被害者を刺し続けた事件でした。今回の事件は、下手をすれば死んでしまう
事案でした。強盗傷人と殺人未遂の線引きが、どの辺りなのか興味がありま
す。

(3 番) 70 歳なので辞退を考えることもあると思いますが、体調が万全ならば、
是非、裁判員をやりたいと思います。

【裁判員として参加することにどのような苦労があるか】

(司会) 仮に、裁判員裁判の期間が長い場合は、何らかの抵抗がありますか。

(1 番) 自分の職場が許してくれるかどうかという問題もあります。

(2 番) 確かに仕事がある方は難しいと思います。

(司会) 2 番の方は、2 週間、3 週間でも大丈夫ですか。

(2 番) 大丈夫です。

(1 番) 実は、有給休暇を取得して妻と旅行をする予約をしていました。しかし、今回の裁判と重なってしまったため、旅行をキャンセルして、有給休暇を裁判員裁判の日程に振り替えました。

(司会) 裁判所に対して、旅行の予定があることを伝えなかったのでしょうか。

(1 番) 旅行と裁判員裁判と、長期間の休暇を取得しなければならなくなるため、そこまでは言えませんでした。妻にも怒られました。

(弁護士) 仮に、裁判員裁判の期間が1か月の場合、1番の方は断られますか。

(1 番) まず、会社が許してくれるかどうか分かりませんが、裁判員制度は、どのように裁判員を選ぶのか分かりませんが、まず、企業のトップや肩書きのある人が経験をして、会社の部下などに経験を伝える感じでならば浸透すると思います。しかし、逆の場合は、なかなか理解が得られないと思います。

(司会) 今回も、何かと御苦勞をなされたのでしょうか。

(1 番) 自分の会社では、私が初めて裁判員に選任されました。会社からは、仕方がないのでとりあえず行ってこいと言われました。

(3 番) 既に、大企業は、裁判員制度に対して一定の理解を示していると思います。逆の立場にあったとき、私の部下が裁判員に選ばれました。その際、私は、全部を手配して、部下を裁判所に行かせたことがあります。ある程度、そのような態勢は多くの会社で整っているように思います。

(司会) それぞれ会社の規模や状況があるため、実際は難しい部分もあると思います。それでは、最終的に皆様から一言ずつお願いできますでしょうか。

【意見交換会を終えるに当たって】

- (1 番) 裁判員と裁判官の間には、やはり温度差があると感じました。
- (2 番) 裁判官への質問ですが、裁判の素人である裁判員に対する説明は大変でしたか。
- (司会) もちろん大変です。しかし、国家プロジェクトとして裁判員制度が始まりました。諸外国と同じように法曹三者が汗を流し、皆さんに説明をするのは良いことだと思います。
- (3 番) 我々は、裁判官から、コンビニ強盗事件に関する類似事件の事案概要と量刑資料を見せてもらいました。その資料は、今回の事件と背景も違うため、具体的に比べることができず、むしろ邪魔なデータであると感じました。今回のような事例では、裁判員にとって、手かせ足かせとなる邪魔な資料だと感じました。裁判員対象事件の選別方法について、私は、画一的なものではなく、もう少し違う尺度で考えられないかと感じています。もちろん法改正が必要になると思いますが、例えば交通事故や痴漢に関する事件は裁判員裁判の対象を広げたり、現在の対象から外すような案件があれば、その検討をしてほしいと思います。
- (司会) 本日は、本当にありがとうございました。それでは、これにて意見交換会を終了させていただきます。

以上